

政令第 号

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年四月一日とする。

理 由

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。